

タイトル	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」について
氏名(所属)	環境省近畿地方環境事務所環境対策課
ホームページ	雑賀 孝(近畿地方環境事務所環境対策課)
キーワード	環境教育
アピール文	環境教育推進法から環境教育等促進法へ法律が改正されました、「何が変わったのか」をわかりやすく説明します。
要旨	<p>環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(環境教育推進法)は、平成15年7月に公布されましたが、その後の社会情勢等の変化(i 環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になってきたこと、ii 国連「持続可能な開発のための教育の10年(ESD)」の動きや、学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、自然との共生の哲学を活かし人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させる必要が生じてきたことなど)を受け、法改正の必要性が増していたところです。</p> <p>今回、環境保全活動及び環境教育の一層の推進、体験学習に重点を置いた従前の取組から幅広い実践的人材づくりへと、環境教育をさらに促進する法律として環境教育推進法を改正し、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)が、平成23年6月に公布されました(全面施行は平成24年10月)。</p> <p>本改正による主な改正(追加)点は以下のとおりですが、なかでも環境保全活動及び環境教育等の推進に当たって、各主体間の協働取組を推進することが重要であることから、協働取組の推進を目的等に追加しています。</p> <p>①基本理念等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法目的に、協働取組の推進を追加</li> </ul> <p>②地方自治体等による推進枠組みの具体化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育・協働取組推進の行動計画</li> <li>・地域協議会などの手続を具体的に規定</li> </ul> <p>③学校教育における環境教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設整備等での環境配慮の促進</li> <li>・学校教育で体系的な環境教育が行われるよう、教材開発、職員研修の充実等を追加するなど、詳細化。</li> </ul> <p>④環境教育等の基盤強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材認定等事業の登録対象に協働取組のファシリテーターの認定等や環境教育の教材開発等を追加</li> <li>・環境教育等支援団体の指定</li> </ul> <p>⑤体験の機会の際の提供の仕組みの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然体験等の機会の際の知事による認定制度の導入</li> </ul> <p>⑥環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民等の政策形成への参加、政策提案の推進</li> <li>・公共サービスへの民間団体の参入機会増進の配慮</li> <li>・協働取組推進のための協定制度の導入</li> <li>・事業型環境NPOの活動支援</li> </ul>

●京都・環境教育ミーティング 事例紹介エントリーシート●

※以上の内容は、京エコロジーセンターのホームページで公開されています。